

市民生活に関する相談業務や、生活情報の提供、消費生活講座や出前講座等を実施しています。 **相談無料**

■消費生活相談 TEL 256-0800

(相談時間) 午前9時～正午・午後1時～午後4時
 ○消費生活土日祝日電話相談はTEL 257-9002
 ※土・日・祝日 午前10時～午後4時、電話相談のみ
 ○インターネットでも消費生活相談を受け付けています。
 ホームページのURLは下欄をご覧ください。

■多重債務相談 TEL 256-3160 さいむせろ

(相談時間) 午前9時～正午・午後1時～午後4時
 (弁護士による多重債務特別相談)

開催日	開催時間
毎週水曜日	午前9時～正午
第1・第3水曜日	午後5時30分～8時30分
第1・第3水曜日の翌週月曜日	午後5時30分～8時30分

いずれも1人当たりの相談時間は45分(面談のみ、電話予約制)

■交通事故相談 TEL 256-2140

(相談時間) 午前9時～正午・午後1時～午後5時

■市政一般相談、法律相談に関する問い合わせ TEL 256-2007

(受付時間) 午前9時～正午・午後1時～午後5時
 (弁護士による法律相談)

実施場所	開催日	開催時間	定員
市民総合相談課 ※1	月・火・木・金曜日	午後1時30分～4時	15名
	第2・第4水曜日	午後6時～8時	12名
各区役所・支所 まちづくり推進課	毎週水曜日	※2	※2

いずれも1人当たりの相談時間は20分(面談のみ)
 ※1 当日午前9時から整理券配布(金曜日、第2・第4水曜日は電話予約制)
 ※2 各区役所・支所まちづくり推進課にお問い合わせください。

■出前講座、会議室、パネル等貸出しの問い合わせ TEL 256-1110

(受付時間) 午前8時45分～正午・午後1時～午後5時30分

〒604-8186

京都市中京区烏丸御池東南角
 アーパネックス御池ビル西館4F
 ※地図は右図を参照ください。

京都市文化市民局市民生活部
 市民総合相談課(市民生活センター)

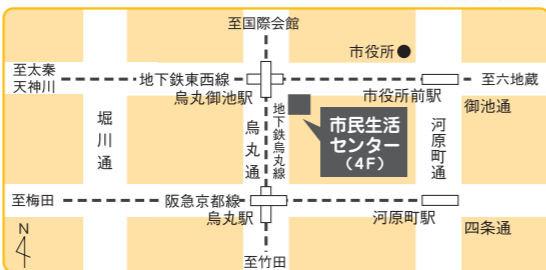
(FAX) 256-0801
 (ホームページ)

http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-4-0-0_1.html

閉庁日

土・日・祝日・年末年始
 (12月29日～1月3日)

■地下鉄「烏丸御池」駅下車、「3-1、3-2番出口」から地上へ出てすぐ
 ※駐車場等はありません。市バス・地下鉄などの公共交通機関をご利用下さい。



消費者啓発スマートフォンアプリを配信しています。パソコン及び携帯からアクセスしていただけます。



ミニクイズ

今号の記事の内容に関連したクイズです。回答は下欄にありますので、チャレンジしてみてください。

- Q1 「省エネラベル」は、エアコン、冷蔵庫、テレビ、照明器具などの18品目を対象に、エネルギー消費機器の省エネ性能を示したものである。
- Q2 京都市内の既存住宅は、住宅用火災警報器を平成23年12月31日までに設置する必要がある。
- Q3 カニが勝手に送り付けられてきた。3日たっても何の連絡もないので食べてしまったが、代金を支払う必要はない。

編集後記

毎日している買い物だからこそ、環境のことを考えたいものです。「安いから」「楽だから」ではなく「環境にやさしい」ものを買うことを心掛け、日々の暮らしを大切に送ることができればいいですね。

※本誌の発行は、京都市消費生活行政課と直接関係ありません。大塚印刷株式会社(〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1)にて印刷されています。本誌は古紙パルプを配合しております。

消費者川柳の応募

応募資格	京都市内在住または通勤通学の方(中学生以下の方を除く)
応募内容	消費生活に関する五・七・五の川柳と作品への一言コメント
応募方法	ハガキまたはA4判の紙に郵便番号・住所・氏名・作品コメントを記入し、市民総合相談課へ郵送またはFAXしてください。ホームページからも応募できます。
その他	毎号1作品を掲載します。作品掲載の謝礼有(トرافیカ京カード3,000円分)

発行/平成22年12月1日 ※広告スポンサーと京都市消費生活行政課とは直接関係ありません。大塚印刷株式会社(〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1)にて印刷されています。本誌は古紙パルプを配合しております。



本誌に関するお問い合わせは
075(256)1110

2010.冬号

生活情報誌

マイシティライフ 207

- 2 …… 特集 「DO YOU KYOTO?」環境にやさしい消費生活を目指して
- 4 …… 暮らし百科 民法と消費者法
- 5 …… すぐに使えるちえぶくろ 住宅用火災警報器の悪質な訪問販売に注意してください!
- 6 …… 消費生活相談の小窓 カニの販売を巡るトラブルが多発しています
- 8 …… その他 市民総合相談課(市民生活センター)ごあんない・ミニクイズほか

貸出できます!

小学生向け消費者教育教材アニメーションDVD 「クーリング★オフマンと学ぼう! かしこい消費者になるために」



京都市では、この度、小学校における消費者教育を推進するため、小学生向け消費者教育教材アニメーションDVD「クーリング★オフマンと学ぼう! かしこい消費者になるために」を作成し、小学校家庭科授業の補助教材として活用できるよう、市内の全小学校に配付しました。
 市民総合相談課(市民生活センター)でも視聴や貸出しを行っていますので、ぜひご利用ください。

今号の消費者川柳

坪庭も 四季の野菜に 衣がえ (東山区在住の方の作品)

マイシティライフでは、市民自らが消費生活についての意識を高めていただく機会とするため、「消費者川柳」を募集しています。
 悪質商法や消費者問題への警鐘など、消費者の喜怒哀楽を川柳にしてみませんか!
 ※応募については、8ページをご覧ください。

「DO YOU KYOTO?」

環境にやさしい消費生活を目指して

2005年に地球温暖化防止の国際的な取り決めである京都議定書が発効し、「DO YOU KYOTO?」が「環境にいいこととしていますか」という意味で世界中で使われています。この「DO YOU KYOTO?」を合言葉に、京都市では、市民・事業者の方々と共に脱温暖化の取組を進めていくことを目指しています。

京都に住む消費者として、「環境にやさしい」ものを選択して消費することや、「環境にやさしい」生き方について考え、取組の輪を広げていきましょう。

グリーンコンシューマーって何?

日々の買い物で環境を大切に商品やお店を選ぶ消費者のことを「グリーンコンシューマー」と呼びます。次に紹介するグリーンコンシューマー10原則のうち、皆さんは、いくつ当てはまりますか。今は、すべてに当てはまる買い物が難しくても、1つでも多く実行して、ライフスタイルを見直すことが大切です。

グリーンコンシューマー 10原則

- ① 必要なものを必要な量だけ買う
- ② 使い捨て商品ではなく、長く使えるものを選ぶ
- ③ 包装はないものを優先し、次に最小限のもの、容器は再利用できるものを選ぶ
- ④ 作るとき、使うとき、捨てる時、資源とエネルギー消費が少ないものを選ぶ
- ⑤ 化学物質による環境汚染と健康への影響が少ないものを選ぶ
- ⑥ 自然と生物多様性を損なわないものを選ぶ
- ⑦ 近くで生産・製造されたものを選ぶ
- ⑧ 作る人に公正な分配が保証されるものを選ぶ
- ⑨ リサイクルされたもの、リサイクルシステムのあるものを選ぶ
- ⑩ 環境問題に熱心に取り組み、環境情報を公開しているメーカーや店を選ぶ

出典：「グリーンコンシューマーになる買い物ガイド」(グリーンコンシューマー全国ネットワーク)

市民フォーラム「市民と行政でつなぐエコ活動」を開催しました

9月8日、市民生活センターにおいて、ごみ問題や地球温暖化対策について消費者の立場から考える市民フォーラム「市民と行政でつなぐエコ活動」を開催しました(主催：京都市、京都市ごみ減量めぐくん推進友の会)。京都市環境政策局循環企画課 堀寛明担当課長による講演では、約50人の参加者が、環境問題の移り変わりや家庭で簡単にごみや二酸化炭素の減らし方について熱心に聞き入りました。その後、パネリストに同担当課長のほか、上京地域ごみ減量推進会議会長 織田英夫さん、京都市保健協議会連合会副会長 今西恒子さん、京都生活協同組合副理事長 渡辺明子さんを迎え、京都市ごみ減量めぐくん推進友の会会長 山内寛さんをコーディネーターに、活発な議論が行われました。

ご存じですか 環境ラベル

買い物をするときには、できるだけ環境にやさしい商品を選びたいものですね。いろいろな製品には、環境に配慮したものかどうかを見分けるためのマークが付いていることをご存じの方も多いと思います。ここではその一部を紹介するので、買い物をするときの参考にしてください。

エコマーク	グリーンマーク	PCグリーンラベル
 <p>私たちの周りには様々な商品の中で、環境負荷が少ないなど環境保全に役立つと認められる商品に付けられるマーク。幅広い商品を対象とし、商品の種類ごとに認定基準が設定されている。</p> <p>問合せ (財)日本環境協会エコマーク事務局 TEL 03-5643-6255</p>	 <p>古紙を一定基準以上利用していることを示す識別マークで、ノートやコピー用紙、トイレットペーパーなどに表示されている。古紙の利用率は原則40%以上だが、コピー用紙は50%以上、トイレットペーパーは100%となっている。</p> <p>問合せ (財)古紙再生促進センター TEL 03-3537-6822</p>	 <p>業界共通の自主的指針(目標)を満たした環境配慮型のパソコンを表す。平成22年4月から3つ星を最高とする星のマークによる格付けを始めた。</p> <p>問合せ (社)パソコン3R推進協会 TEL 03-5282-7685</p>
省エネラベル	統一省エネラベル	<p>3R推進店「めぐるくんの店」</p>  <p>簡易包装の推進やレジ袋の削減、牛乳パックやトレイの店頭回収、修理サービスなど、ごみ減量やリサイクルに積極的に取り組む京都市が認定したお店です。</p> <p>問合せ 環境政策局循環企画課 TEL 213-4930</p>
 <p>省エネ基準達成率 100% 目標年度2010年度</p> <p>省エネ基準達成率 100% 目標年度2010年度</p> <p>エアコン、冷蔵庫、テレビ、照明器具、電気便座などの18品目を対象に、エネルギー消費機器の省エネ性能を示す。左端の省エネ性マークには、グリーンとオレンジの2色があり、国の目標値を達成している製品にはグリーン、未達成の製品にはオレンジのマークが表示される。</p> <p>問合せ 経済産業省資源エネルギー庁 TEL 03-3501-9726 (財)エネルギーセンター TEL 03-5543-3064</p>	 <p>この商品の省エネ性能は? 7.260</p> <p>エアコン、テレビ、冷蔵庫、電気便座、蛍光灯器具(家庭用)の5製品に関して、省エネラベルに加え、5つ星から1つ星までの5段階で省エネ性能の高い順に表示する。</p> <p>問合せ 経済産業省資源エネルギー庁 TEL 03-3501-9726 (財)エネルギーセンター TEL 03-5543-3064</p>	

小さな一歩が大きな一歩へ

グリーンコンシューマー10原則は、内容が多岐にわたり、すべての項目に当てはまる買い物は難しいかもしれませんが、環境ラベルだけを見て製品を選ぶわけにはいかないかもしれません。それでも、一人一人が毎日の買い物を少しだけ見直すことで、商品の質や流通を変え、さらには地球の環境を守るための小さな一歩が始まります。小さな一歩が社会を動かす大きな一歩となるよう、毎日の暮らしを見直してみませんか。

Do you Kyoto?

ウォーキング、ランニング、サイクリング
始めましょう! エコ通勤。

日頃運動したいけど、時間がない...
何か始めても続かない...
通勤をもっと有効活用しませんか?
ECO通ステーションは
そんなあなたを応援します!!

ロッカー・シャワー・駐輪場・
ランニングマシンなども完備!

京都市中京区堺町通
御池下丸木材木町684

●OPEN: 月~金 7:00-22:00
土 8:00-21:00
●休日: 日・祝日

お気軽にお問い合わせ下さい!
TEL.075-241-1518 エコ通ステーション 京都

食堂、大浴場、医療サポートなど
支援のある住まい

見学してみませんか?

特別見学会 12/9(木) 12/18(土)
(要予約) 11:00 2011年1/10(月・祝) 1/22(土)

お部屋見学 ぜんざいとおしゃべり

見学随時

四条通 高辻通 松原通 五条通

京都市下京区履ヶ井通り高辻下住吉町504

0120-121-075

高齢者住宅研究会

京都醒ヶ井

●借金や過払い金の問題などでお困りの方へ
無料法律相談のご案内

クレジット・サラ金相談
相談料 初回無料 (1回30分)
(京都弁護士会館と京都タワービルで実施!)
詳しくはお問い合わせ下さい!!

●遺言書作成や相続でお困りの方へ
遺言・相続センター
無料で手軽な電話法律相談
相談料 無料(1回20分)
受付: 平日(月~金) 午後1時~3時30分

◆お電話いただければ、
弁護士に取り次ぎます!◆

まずはお電話を!!
きっとある あなたを支える 法と智慧
京都弁護士会

075-231-2378

075-255-4990

民法と消費者法

京都大学大学院法学研究科教授
松岡 久和

前号では、今、民法を改正しようという議論が始まっていることを紹介した。国民生活の基本法である民法が変わる場合、消費者契約法や特定商取引法など消費者関係の特別法(まとめて消費者法と呼ばれる)はどうなるのだろうか。この点では意見の対立が激しい。

消費者法をできるだけ民法に取り込もうとする意見は、次のように言う。第1に、民法を改正する際の重要な視点は、国民生活の基本法である民法は国民に分かりやすいものでなければならないということである。その視点から見ると、サラリーマンも社長も店主も、個人としての生活の面では皆消費者であるから、誰もが最も頻繁に直面する法律問題である消費者関係の紛争は、民法に規定があってしかるべきである。第2に、消費者法は、消費者の利益を守るために消費者にのみ当てはまる特別のルールを定めているが、特別のルールがない場合には、民法が適用される。例えば、消費者法は消費者の契約違反まで許すわけではないから、契約違反をした場合の基本的な責任を知ろうと思えば、民法を見なければならぬ。基本ルールと特別ルールがいろいろな法律に分散していて分かりにくいので民法にまとめた方がよい。

これに対して、意外なことに、消費者問題を専門にしてきた学者や弁護士に、消費者法を民法に取り込むことに消極的な意見が強い。第1に、製造物責任法や消費者契約法の制定時には、経済界の強い警戒感と抵抗があった。消費者問題を基本法である民法に取り込もうとすると、一層強い抵抗が予想され、民法の改正自体が危うくなる。第2に、いわゆる縦割り行政と官庁間の権限争いを背景に、消費者法

の多くは、経済産業省や内閣府の所管となっており、法務省が担当する民法改正では省庁間の協力が得られにくい。第3に、消費者法の多くは、業者の行政的な取締りや罰則などを多数含んでおり、当事者間の権利義務を定める民法にはなじまない。第4に、消費者法では、新種の悪徳商法など新しい問題に対応する迅速な改正が必要だが、民法に取り込まれると改正はそう簡単にはできなくなる。

以上の主張のどちらにもそれぞれにうなずける理由がある。2001年に改正されたドイツの民法は、消費者概念や消費者法を取り込んで充実させた。これと対照的に、フランス法は、消費法典という形で民法の外にまとめている。このように国際的に見ても、どちらの方法もあり、問題は簡単には解けそうにない。消費者問題に関心を持つ皆さんは、ぜひ民法改正のこういう点にも注目して、積極的に意見を述べていただきたい。



ご存じですか?

住宅用火災警報器の悪質な訪問販売に注意してください!

改正消防法の施行により、住宅用火災警報器の設置が義務付けられ、新築住宅については平成18年6月1日から義務付けられましたが、既存住宅については市町村で設置期限を定めることとされており、京都市内においては、平成23年5月31日までに設置する必要があります。

これに伴い、市内において、一般家庭を訪問し強引に住宅用火災警報器等の設置契約を結ぶ業者が出没していますので、ご注意ください。

「住宅用火災警報器の設置が法律で義務付けられました。今すぐに設置しないと法律で罰せられます」と言われた。

「電話の点検に伺います」などと事前に連絡があり訪問を受けたが、実際は、住宅用火災警報器の訪問販売で、勝手に住宅用火災警報器を取り付けて、高額な契約をさせられた。

「法律違反になり罰せられる」などと不安をあおり、住宅用火災警報器の設置を急がせるような業者には注意しましょう。

必要がなければ、「要りません」ときっぱり断りましょう。

消防職員を装い「消防署の方から来た」と言われ、法外な値段で住宅用火災警報器を売り付けられた。

既に住宅用火災警報器を設置していたが、「住宅用火災警報器は、専門の業者により定期的に点検する必要がある」と言われた。

「消防署の方から来た」「京都市から依頼されている」などと公的機関を装う場合もありますが、消防署や市役所などの公的機関が、家庭を訪問して住宅用火災警報器等を販売することは絶対にありません。また、特定の業者に販売を委託することはありません。

住宅用火災警報器の点検は個人で簡単に行うことができます。専門の業者が点検する必要はありません。

訪問販売での契約はクーリング・オフの対象です

訪問販売で住宅用火災警報器等を購入した場合にはクーリング・オフをすることができるので、市民総合相談課(市民生活センター) (TEL 256-0800) へご相談ください(クーリング・オフについては7ページをご覧ください)。

また、住宅用火災警報器の設置に関する不明な点は、最寄りの消防署または消防局予防部 (TEL 212-6673) へお問い合わせください。



カニの販売を巡るトラブルが多発しています



突然「カニが好きか」と電話でカニや魚介類を勧められ、半ば強引に契約をさせられるケースが増えています。国民生活センターの統計によると平成20年度から相談件数が急増し、平成19年度で390件だった報告が、平成21年度では2,611件となっています。

相談者の7割が60歳以上の方で、金額は1万円以上1万5千円未満のものが過半数を占めています。対象商品の8割がカニとなっており、カニのほかにサケやホッケ、エビ、ホタテ貝などの魚介類が扱われることもあります。

相談事例

強引でしつこい勧誘

- 「カニが好きか」「安くする」と突然電話があり、一方的に話され、購入の承諾もしていないのに「カニを送付する」と言われた。番号表示機能付きの電話機を使用していたので、表示された番号に電話をして断ろうとしたが、ずっと話し中で連絡が取れない。
- 「カニを買わないか」と電話があり「要らない」と断ったが、怒鳴るような口調で商品を買えと言う。その後、何度も電話を掛けてきて強引に商品を勧める。

相手の連絡先が分からない

- 高齢の家族が電話でカニの購入を勧められて契約をしたらしい。要らないので配送を止めたいが、相手の連絡先が分からない。

解約を拒否する

- 電話で勧められ、カニの購入を承諾した。後になって不要と思い、翌日業者に連絡したが「もう解約はできない」と言われた。

勝手にカニを送ってきた

- 「カニを買わないか」という電話があったので断ったが、数日後に承諾した覚えのないカニが、突然、宅配便で届き、請求書が同封されていた。

対処方法

必要なければきっぱりと断る

消費者は商品を勧められても買う義務はありません。きっぱり「要りません」と断りましょう。要らない理由を相手に伝える必要はありません。法律では、一度電話で断った相手に業者が再度勧誘することを禁止しています。

購入するときは慎重に

商品を購入するときは、金額と相手の連絡先である住所や電話番号などをきちんと確認することが大切です。説明と異なる種類の商品が届く可能性もあるので、注文した商品内容もしっかり把握しておきましょう。

電話での勧誘であればクーリング・オフができます

業者が電話をしてきて商品を勧めた場合は、電話勧誘販売に当たりクーリング・オフができます。電話で一度契約を承諾しても、後から契約を解除ができるので、窓口にご相談ください。

クーリング・オフについて

電話勧誘販売や訪問販売などの場合、法律で定めた内容を記載している契約書面などを受け取ってから8日以内に、相手へ通知を出すことによって無条件で契約を解除できる制度です。解約料などは不要で、商品を送り返すときの費用も相手業者の負担となります。宅配便での代金引換による支払いをした場合、業者は返金しなければいけません。

一方的に送り付けてきた場合

消費者が購入の同意をしていないのに勝手に商品を送ってきた場合は、そもそも契約が成立していません。この場合は「送り付け」となるので、商品の受け取りや代金の支払い義務が消費者に生じません。

「送り付け」の場合、商品が届いてから14日間は業者に所有権があるので、この間に商品を食べてしまったり、紛失すると代金を支払う義務が発生します。14日を過ぎても業者が商品を引き取らなかった場合は、受け取った消費者が届いた商品を処分することができます。また、業者に引き取るよう連絡をすれば、この期間が7日間に短縮されます。

受け取らず、すぐに相談窓口へ

勧誘を勧める電話があった時点で、すぐに窓口にご相談をしてください。対応策をアドバイスします。万が一商品が送り付けられた場合は、相手の連絡先を記録して受け取りを拒否しましょう。一度代金引換で支払ってしまうと、業者からお金を取り戻すことは非常に難しくなりますので、注意してください。

消費生活相談ダイヤル 256-0800

広告

わたしの暮らし、わたしたちの地域に、協同がはぐくむ、安心と笑顔を！
コープは安心、新鮮、おいしさ、お買い得を追求し、暮らしを応援します！



京都生活協同組合

075-681-2190
http://www.kyoto.coop/

広告

URL ; http://www.kyoto-marutsuke.co.jp/

製造・卸 丸漬
株式会社 丸漬
〒600-1847
京都市下京区朱雀分木町
電話(075)332-1642
ファックス(075)332-1623



確かな品質と安心・安全を
心掛けております。

広告

室内でガス機器をご使用のお客様へ
換気をお願い。

ガスストーブや小型湯沸器などのガス機器は、室内で換気不十分な状態で使用すると不完全燃焼による一酸化炭素中毒を起こし、死亡事故に至るおそれがあります。ご使用にあたっては、下記の点にご注意いただきますようお願いいたします。

ガスストーブをご使用いただく場合は、
30分に1回、1分程度換気をお願いします。
(ガスファンヒーターは1時間に1回、1分程度換気をお願いします。)

小型湯沸器やガスコンロをご使用いただく場合は、
必ず換気扇を回すか、窓を開けて換気をお願いします。

※機器の安全な使用方法は弊社ホームページにも掲載しております。

本件に関するお客さまのお問い合わせは

大阪ガスお客さまセンター フリーダイヤル 0120-8-94817
受付時間/月～土:午前9時～午後7時まで 大阪ガスホームページ http://www.osakagas.co.jp/
日・祝日:午前9時～午後5時まで

広告

お隣のかいけりごは
仲良くしたごね

境界問題の専門家である
土地家屋調査士と、
法律の専門家である
弁護士が協働して、
土地境界のトラブル解決の
お手伝いをいたします。
いちど相談してみませんか。

http://www.adr-kyoto.com

075-221-5258

京都境界問題解決支援センター 京都土地家屋調査士会
京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町439 FAX 075-221-5259 協力/京都弁護士会